

平成27年6月15日
地域振興部地域コミュニティ課

宮崎市男女共同参画センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市男女共同参画センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年6月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

きらきら参画プロジェクト

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

(2) 代表者名

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

代表理事 辰身 信子

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

代表 岡崎 順子

(3) 主たる事務所の所在地

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

宮崎市鶴島2丁目9番6号 NP0 ハウス 308号

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

宮崎市下北方町牟夕田 1178番地7

(4) 設立年月日

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

平成15年11月

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

平成11年9月

(5) 設立目的

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

一人一人が人間関係を豊かにし、「自分が自分であっていい」という自立した豊かな生き方を得るために必要な講座・講演等及び支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

個々に活動している女性たちがともに情報を交換しながら学び合い、自己啓発はもとより前向きに、女性の立場から施策を提言し、地域社会に貢献し、性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる、男女共同参画社会の実現を目的とする。

(6) 事業概要

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

- ・ 人間関係を豊かにするための講座事業
- ・ 人間関係を豊かにするための相談事業
- ・ 人間関係を豊かにするための講演事業
- ・ 人間関係を豊かにするための出版事業
- ・ 人間関係を豊かにするためのイベント等の事業

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

- ・ 男女共同参画に関する研鑽・学習事業
- ・ 男女共同参画への理解を深めるための啓発事業
- ・ 会員並びに関係者相互の情報交換

(7) 資本金又は基本財産

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

3,935,051円

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

351,975円

(8) 従業員数

【構成団体】 特定非営利活動法人 人間関係アプローチ宮崎きらきら

従業員数：2人 会員数：17人（平成27年3月2日現在）

【構成団体】 みやざき女性政策研究会

会員数：11人（平成27年3月2日現在）

2. 指定期間（予定）

平成27年12月1日から平成31年3月31日まで（3年4ヵ月間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市男女共同参画センター

② 所在地

宮崎市宮崎駅東3丁目6番地7

③ 施設規模等

敷地面積 2,830平方メートル

延床面積 998.53平方メートル

(2) 業務概要

- ①宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例第26条各号に掲げる業務に関する事
- ②センターの使用の許可に関する事
- ③センターの施設、附属設備及び備品の維持管理業務に関する事
- ④前3号に掲げるもののほか、条例第25条に規定する目的を達成するために必要な業務に関する事
- ⑤ファミリー・サポート・センター事業に必要な業務に関する事

(3) 現在の管理方法

新規の施設

4. 事業計画の概要

(1) 施設利用者の平等な利用の確保について

①施設管理運営の基本方針について

- ・宮崎市男女共同参画基本計画に則った事業の企画、施設の運営を進め、特に重点施策については積極的に事業の中に取り組む。
- ・すべての人の人権を守り、当事者の主体性を尊重することを基本姿勢として事業を企画し、誰もが気軽に足を運ぶことができる施設を目指し、施設の平等利用の観点から管理運営に努める。
- ・市民活動団体等、大学等教育機関、企業など多様な主体との協働・連携を図り、市民の多様なニーズに応える男女共同参画事業を実施する。
- ・利用者の声に配慮した管理運営の実施。

②指定管理者としての具体的な業務対応について

- ・自治会や地域まちづくり推進委員会等と連携した、情報紙の配布。
- ・フェイスブックの活用と、誰もが見やすいホームページの作成。
- ・利用者の意向を参考とした図書収集や貸出業務の効率化を図る。
- ・男女共同参画社会づくりを推進する担い手育成事業や、女性に対する暴力をなくす運動期間にちなんだ事業等、男女共同参画を推進する講座の開催。
- ・ハラスメント、ワーク・ライフ・バランス等、要請に応じて学校、事業所の研修会へ講師（職員）を派遣する。
- ・市内21の地域自治区に対し、講座やイベントを開催する。
- ・自主グループの活動、交流の場の提供と、活動状況の情報を収集し発信する。
- ・関係機関や団体と連携し、男性・子どもにとっての男女共同参画の促進、DV（ドメスティックバイオレンス）防止のための啓発及び支援体制の充実、男女共同参画による防災対策の推進を図る。
- ・男女共同参画に関する相談事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施。
- ・センターの使用許可、センターの施設及び付属設備及び備品の維持管理業務。
- ・開かれた施設運営を行うために、利用者からの意見や提案を収集し、企画段階からの市民参画による事業を展開する。
- ・講座や相談などへのアンケート調査や日常の意見・要望をデータ化し、利用者の満足度や苦情・要望を把握する。

(2)施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画について

①利用者へのサービス向上につながる提案

- ・多様化する市民ニーズに対応する様々な事業を実施し、PDCAサイクルに添った事業評価を行い、事業の見直し、改善を図る。
- ・センターの認知度を高めるために、リーフレットやチラシ、カード、広報紙、ホームページ、ポスターなどの作成、また、メディアなどの広報媒体を活用した周知・広報の実施。
- ・高い専門性とノウハウおよび男女共同参画の視点を持つ講師やセンター職員などの人的資源を活用し、男女共同参画社会の推進を効果的に実施する。
- ・関係する図書、DVD、情報や啓発資料、研修プログラム等、幅広い情報の収集と活用に取組む。また、図書等の購入希望調査を実施し参考とする。
- ・職員は常に情報を共有し、様々な研修会に参加し資質の向上を図り、団体等の多様なニーズに適切に対応しサービスの向上に努める。
- ・障がい者等に適切に対応できるよう、ソフト面においても配慮する。

- ・大学生等のインターンシップ生の受け入れや、「赤ちゃんの駅」認定、職員のボランティア活動推奨など、社会貢献に取り組む。
- ・誰でも、気軽に立ち寄れるセンター職員としての接遇・マナーはもとより、快適な空間づくりに努力する。

②利用者及びファミリー・サポートセンター会員の増加を図るための提案

- ・宮崎市民活動センターやその他の中間支援組織、子育て当事者団体との連携。
- ・会員同士の交流会、意見交換会の充実を図る。

③施設の設置目的の理解と課題の認識

- ・男女共同参画社会づくりを推進するためには、より多くの人にその意義や重要性を伝えなければならない。そのために拠点施設が中心となり多様な情報を様々な手段で伝える広報・啓発活動に取り組み、より多くの人々がエンパワーメントできるよう、あらゆる学びの場や機会を市民の現状やニーズを十分に反映した研修プログラム等の企画立案を行うとともに、適切な場所・時間の設定など工夫することで幅広く人材の育成に努める。
- ・行政と市民・地域・事業者（市民活動団体等・グループ・企業）の交流や連携をセンターが核となってコーディネートし、中間支援組織としての役割を果たす。
- ・セクハラなどの人権侵害問題がなくなる現状があるため、当事者が安心して相談できる体制づくりに努める。

④施設の効用を最大限に発揮できる提案

- ・情報収集・提供事業については、男女共同参画社会の推進に取り組む市民・多様な活動団体やグループ、関連機関に対して様々な情報を提供することで効果的かつ円滑に男女共同参画社会づくりが推進されるよう努める。
- ・広報紙の発行については、地域密着型でポイントを絞った分かりやすい内容とし、気軽に読めるよう紙面構成を工夫する。
- ・男女共同参画を推進する講座については、男女共同参画センターを「くらし」と「学び」と「実践」をつなぐ拠点と位置付け、男女共同参画を推進し、地域で活躍する人材に学習の機会を提供し、エンパワーメントする講座・研修会を体系的に実施する。
- ・学校、事業所の研修会等への講師派遣について、性別による固定的役割分担意識に気づいて解消していくための意識啓発を進める。特にDV防止のための啓発及び支援体制の充実は重点施策であり、中・高校生を対象としたデートDV防止の啓発に取り組み、将来的には対象を専門学校、大学、小学校へと拡充させる。
- ・市民が行う男女共同参画推進事業へのサポートについては、男女共同参画社会づくりの推進に取り組む団体等が、効果的かつ円滑に推進できるよう、活動に関する相談や情報の提供を行うとともに、相互の交流と揺るやかなネットワークづくりを支援する。

- ・相談事業については、相談員の資質向上と情報共有・連携強化のための事例検討を実施し、必要に応じて、関係機関と公的制度的利用などについて情報提供や紹介を行う。
- また、性暴力、DV、セクハラなどの相談に対しても、総合的な相談体制づくりを目指す。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員・援助会員のニーズ調査を実施し、積極的に問題解決に取り組むことや、地域子育て支援センターとの連携を図る。
- ・宮崎県男女共同参画センターとの棲み分けについては、地域自治区を始めとして、宮崎市域に特化した事業を実施し、県男女共同参画推進員のうち宮崎市域の推進員のスキルアップ講座や活動の場を提供する。

(3) 施設の管理に係る経費の縮減について

- ・PDCAサイクルによる業務の効率化、職員のコスト意識・改善意識を徹底し恒常的な経費節減に取り組み、職員の資質向上を図り専門知識とノウハウが必要な各種講座やファシリテーターを職員が担当することで経費の縮減を図る。
- ・自主事業で実施する講座で使用する資料代を徴収するなど、自主財源の確保を検討する。

(4) 事業計画を着実に実施するための管理運営について

- ・男女共同参画に関する専門性と市民利用施設を適正に運営していく力を備えた職員を配置する。
- (人員体制：所長1名、次長1名、事務員3名、相談員2名※5・6名のシフト制、ファミリー・サポート・センターアドバイザー3名)
- ・地域やNPOが実施する事業を支援することで、相互の信頼関係を深め、男女共同参画の推進に努める。
 - ・地域活動への貢献については、災害時の避難場所にも指定されているため、事業者として日頃から地域活動に参加し連携を深める。
 - ・市や関係機関等のネットワークを構築し、男女共同参画社会づくりへの課題の共有と協力をしながら課題解決を図り、センターに併設される子育て支援センターとも密な連携を図る。

(5) 安全管理に対する対応について

- ・利用者の事故予防のため、施設内のリスクの洗い出し、定期的な施設内の安全点検、職員に対する安全教育を実施する。

- ・迅速かつ組織的に安全措置を講じるため、「緊急対処マニュアル」を作成し関係者に周知徹底を図る。
- ・自然災害、不審物への対応マニュアルを作成する。
- ・緊急時の情報連絡の流れ、通信手段等の連絡体制を事前に定め、職員への教育・訓練等を実施し、職員の意識と対応能力の向上を図る。

(6) 環境保護及び障がい者雇用等について

- ・日常的に取り組む省エネ行動として、複写機、ファックス等の省エネモードの設定や、空調の室温設定、照明の不要時の消灯などを徹底する。また、4 R運動（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）を日常的に取り組む。
- ・障がい者が性別にかかわらず、その能力や適正を十分発揮でき、障がいのない人とともに生きがいを持って働けるような職場づくりを進め、その職業生活が質的に向上されるよう努める。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	合計 (3年4ヶ月)
指定管理料	12,200	36,600	36,600	36,600	122,000
収入合計	12,200	36,600	36,600	36,600	122,000

■支出

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	合計 (3年4ヶ月)
人件費	7,010	21,030	21,030	21,030	70,100
報償費	948	2,843	2,843	2,843	9,477
需用費	1,132	3,396	3,396	3,396	11,320
旅費	62	185	185	185	617
役務費	479	1,436	1,436	1,436	4,787
委託料	1,035	3,104	3,104	3,104	10,347
使用料	521	1,563	1,563	1,563	5,210
その他	1,013	3,043	3,043	3,043	10,142
支出合計	12,200	36,600	36,600	36,600	122,000

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定にあたり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

① 応募団体数

4 団体

② 募集日程

要項等の配布	平成27年2月2日～3月2日
募集に係る現地説明会	平成27年2月10日
質疑の受付【第1次】	平成27年2月9日～2月13日
質疑の回答【第1次】	平成27年2月23日
提出書類Aの受付（＝1次締切）	平成27年3月2日
質疑の受付【第2次】	平成27年3月2日～3月6日
質疑の回答【第2次】	平成27年3月13日

提出書類Bの受付（＝最終締切）

平成27年3月20日

選定委員会（プレゼンテーション・審査）

平成27年3月27日

(2) 宮崎市男女共同参画センター指定管理者候補者選定委員会

	役職等
会長	地域振興部長
委員	市民課長
〃	子育て支援課長
〃	市民委員（4名）

(3) 選定の概況

ア 選定理由

宮崎市男女共同参画センター指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める基準により、総合的に審査を行った。

- ① 施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること
- ⑤ 安全管理に対する対応
- ⑥ 環境保護及び障がい者雇用等の福祉施策の取組み状況

その結果、「きらきら参画プロジェクト」は男女共同参画に関する知識と経験を有した人材が揃っており、グループとして指定管理業務を行うにあたり、しっかりとした組織体制を計画している。

また、事業計画も広範囲に網羅され、DVに関する視点も盛り込まれており、男女共同参画社会づくりを推進する施設としての事業内容の的確性、実現性が高く評価された。更には、ファミリー・サポート・センター事業における会員増への取り組みも期待されるなどの理由から、「きらきら参画プロジェクト」が当該選定基準に最も適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

(表示例)

審査項目	配点	候補者 きらきら参画 プロジェクト	団体A	団体B	団体C
施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること	210	152	150	135	応募 辞退
施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	525	388	353	308	
施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	105	49	57	54	
事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること	350	237	236	190	
安全管理に対する対応	140	100	95	85	
環境保護及び障がい者雇用等の福祉施策の取組状況	70	54	48	44	
合 計	1,400	980	939	816	
【参考】提案金額 平成27年度～平成30年度提案金額 (3年4ヵ月)		122,000 千円	121,932 千円	120,924 千円	

※ 上記の提案金額は、あくまで指定管理者候補者から選定にあたり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。